

1. 必ず提出する資料

	提出書類	説 明
①	印鑑証明書(原本)	・発行日より3ヶ月以内のものに限る
②	使用印鑑届	・公社指定様式 ・ファイル末尾の書類を使用すること
③	建設業許可証明書の写し	・発行日より3ヶ月以内のものに限る ・国土交通大臣許可の場合、都道府県が国に代わり「許可確認書」等を発行している場合は、確認書等でも可
④	役員等の一覧表(様式第1号 別紙1)及び 営業所一覧表(様式第1号 別紙2)	・建設業許可申請書(副本)の写しを提出すること ・役員及び公社と契約する営業所の所在地及び営業しようとする建設業の確認ができるもの ・左記により確認ができない場合は「建設業許可申請書の写し」、「建設業許可申請書別表の写し」、「変更届出書(第一面)(第二面)の写し」など、確認できる書類を提出すること
⑤	経営事項審査結果通知書の写し	・入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のもの
⑥	配置予定技術者調書	・公社指定様式(両面印刷し、提出すること) ・本ファイル末尾の書類を使用すること
⑦	配置予定技術者調書記載内容を証する資料	・公告本文に掲げる条件を満たす資格・免許、雇用関係等について、これを証する書類を添付すること(書類に個人番号(マイナンバー)の記載があれば黒塗りの上で添付すること)
⑧	経營業務の管理責任者証明書 (様式第7号)	・建設業許可申請書(副本)の写しを提出すること(許可業種全て)
⑨	専任技術者証明書(様式第8号(1)又は(2))もしくは専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)※	※直近の届出が平成27年3月31日以前:専任技術者証明書(様式第8号(1)又は(2)) 直近の届出が平成27年4月1日以降:専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)
⑩	資本関係・人的関係等に関する調書	・公社指定様式 ・本ファイル末尾の書類を使用すること
⑪	社会保険に関する誓約書	

2. 必要に応じて提出する資料

	提出書類	説 明
①	大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書	・公社指定様式(両面印刷し、提出すること) ・本ファイル末尾の書類を使用すること ・契約金額(入札金額×1.08の金額)が500万円以上の案件の場合のみ
②	主任技術者経歴書	・公社指定様式 ・本ファイル末尾の書類を使用すること ・実務経験による主任技術者を配置する場合のみ
③	健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認(申請)書(証明印が付されたもの)等加入を確認できる書類の原本	・経営事項審査結果通知書の「健康保険加入の有無」欄及び「厚生年金保険加入の有無」欄の一部に「除外」または「無」があり、その後、当該保険に加入した場合 ・原本については、公社において写しを取った後返却する。
④	雇用保険適用事業所設置届事業主控(受理印が付されたもの)等加入を確認できる書類の原本	・経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」欄に「除外」または「無」があり、その後、当該保険に加入した場合 ・原本については、公社において写しを取った後返却する。
⑤	施工実績調書	・公社指定様式 ・本ファイル末尾の書類を使用すること ・案件ごとの参加資格で求めている場合のみ
⑥	施工実績調書記載内容を証する資料	・公告本文に掲げる条件について、これを証するものとして、調書に指定の書類を添付すること
⑦	事業協同組合員名簿	・入札日現在の組合員がわかるもの ・事業協同組合で入札参加した場合のみ

3. 提出期限について

開札日の翌営業日、午後5時30分
(但し、公社より指示があった場合は、指示のあった日の翌営業日とする。)

4. 提出場所について

大阪市北区天神橋6丁目4番20号 住まい情報センター6階
大阪市住宅供給公社 総務部経理課契約担当
電話 06-6882-7003

使用印鑑届

使用
印鑑
届

		平成	年	月	日
使 用 印	商号または 名 称				法務局・市区町村長の 証明した代表者・本人 の印鑑（実印）
	代表者役職 氏 名				
	受 任 者 (役職氏名)				

上記の印鑑は、入札参加資格の登録、入札、見積もり、契約の締結等、代金の請求・受領に使用します。

- ※ 使用印鑑については、本店登録の場合は代表者の役職名又は氏名、支店登録の場合は、受任者の役職名又は氏名が表示されたものに限りします。
(ただし実印であっても役職名又は氏名が表示されていないものは使用印とすることはできません。この場合は別の使用印鑑を登録してください。又、社名や部署名のための印鑑も使用印とすることはできません。なおゴム印は不可とします。)
- ※ 提出された使用印鑑届及び印鑑証明書につきましては、上記業務等に係る目的のため、公社 HP (<http://www.osaka-jk.or.jp/>) に掲載の「個人情報の取扱いについて」に基づき、正当な事業範囲内で利用いたします。
- ※ 3事業年度取引が発生しなかった場合は、使用印鑑届及び印鑑証明書を廃棄し登録を抹消します。

配置予定技術者調書

商号又は名称 _____ 使用印

工事名称	
-------------	--

当該工事に配置予定の技術者は、下表のとおりです。

ふりがな		生年 月日	昭・平 年 月 日生
技術者氏名			
予定従事役職	法令による資格・免許等 (当該工事に求められる資格を記載すること)		
<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <small>該当する項目に<input checked="" type="checkbox"/>チェック をしてください。</small>	監理技術者資格者証 【交付番号： _____】	監理技術者講習受講日 平成 _____年 _____月 _____日修了	
	国家資格の名称 <input type="checkbox"/> 1・2 級土木施工管理技士 【資格番号： _____】 <input type="checkbox"/> 1・2 級建築施工管理技士 【資格番号： _____】 <input type="checkbox"/> 1・2 級電気工事施工管理技士 【資格番号： _____】 <input type="checkbox"/> 1・2 級管工事施工管理技士 【資格番号： _____】 <input type="checkbox"/> その他 【資格番号： _____】		
	<input type="checkbox"/> (_____)年以上の実務経験 (建設業法第7条第2号(イ・ロ・ハ該当)) ※実務経験による主任技術者を配置する場合は、別紙の「主任技術者経歴書」を提出すること		

経營業務の管理責任者の氏名 (建設業法第7条)	
営業所における専任の技術者の氏名 (建設業法第15条)	

※1 建設業許可の申請・変更等の届出の時に提出している「経營業務の管理責任者証明書(様式第7号)」及び「専任技術者証明書(様式第8号(1)又は(2))」もしくは「専任技術者一覧表(様式第1号様式4)」の副本の写しを添付すること。

※2 当該工事に求められる資格及びその登録番号を記載し、これを証するものの写しを添付すること。また、監理技術者の配置を要する場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを有する者であること。

(例) ○技術検定合格証明書(写)	○監理技術者資格者証(写)(表・裏)	○監理技術者講習修了証(写)
-------------------	--------------------	----------------

※3 当該工事の請負代金額(消費税及び地方消費税を含む。)が、3,500万円以上(建築一式工事7,000万円以上)の場合は、申請日(一般競争入札(制限付一般競争入札を含む。))及び公募型指名競争入札に付す場合にあつては、入札公告又は公示文に定める日。指名競争入札に付す場合にあつては、入札の執行日。以下同じ。)現在で、常勤の自社社員であり、かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者であることを証明するものの写しを添付すること。

(例) ○標準報酬決定通知書(写)	○雇用保険における被保険者証(写)	○市町村発行特別徴収税額通知書(写)(特別徴収義務者用)
○健康保険被保険者証(写) (所属会社が判るもの)	○雇用保険における被保険者通知書(写)(事業主通知用)	○その他公的書類で雇用が確認できる書類(写)*

※ 当該技術者が後期高齢者医療被保険者の場合においては、大阪府の建設業許可申請時における常勤性確認書類を参考として、技術者の雇用関係が客観的に証明できる資料により確認を行うものとする。

※ 裏面の注意事項を必ず御一読ください。

配置予定技術者調書提出に関する注意事項

- 1 請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)となる場合は、他工事に従事している者、経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者は、当該工事の専任の技術者として配置できない。

ただし、専任の技術者であっても、工場製作のみで現場が稼動していない期間は専任を要しないものとする。(この場合においては、公告本文の入札参加資格の配置予定技術者欄に「工場製作のみで現場が稼動していない期間は、当該技術者の専任での配置を要しない。」と記載する。)

- 2 専任で配置予定の当該技術者は、落札決定日現在で、他の工事に従事していないこと。(上記1のただし書きをのぞく)

※ 一般競争入札(制限付一般競争入札を含む。)及び公募型指名競争入札に付す場合にあつて、申請日現在で配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者で申請しても差し支えないものとする。ただしその場合は、全ての候補者について公社の求める条件を満たしていることとし、落札決定日までに配置予定技術者を特定しなければならない。

- 3 落札後において、実際に配置する技術者の変更は認めない。

ただし、以下に掲げる条件に該当し、やむを得ず変更せざるを得ないと公社が認める場合はこの限りではない。なお、この場合は当初予定していた配置予定技術者に係る全ての条件(直接的かつ恒常的な雇用関係については、当該工事の工期が6月を超える場合に限り、変更の申請日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあることをもって条件を満たすものと認める。)を満たし、かつ当初予定していた配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

- (1) 病気等により監理(又は主任)技術者としての職務の遂行ができないと判断された場合
- (2) 当該監理(又は主任)技術者が死亡した場合
- (3) 当該監理(又は主任)技術者が退職した場合
- (4) 当該監理(又は主任)技術者が真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- (5) 発注者の責により工期延期となる場合
- (6) 工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連続して監理(又は主任)技術者として従事した場合
- (7) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場から現地へ工事の現場が移行する場合

資本関係・人的関係に関する調書

平成 年 月 日

大阪市住宅供給公社 理事長 様

入札書提出時において、資本関係・人的関係等は次のとおり相違ありません。

所在地
申請者 商号又は名称
役職・氏名 使用印

1 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3の2号（*1）及び第4の2号（*2）の規定による親会社等又は子会社等について

- 該当するものではありません
 次のとおりです

親会社等・子会社等の別	大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	議決権の被所有割合（%） 〔（ ）は間接被所有割合〕
				（ ）
				（ ）

2 自社役員で他社の役員（*3）を兼務している会社について

- 該当するものではありません
 次のとおりです

自社役員氏名	自社での役職名	大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	役職名

3 事業協同組合に加入している場合（*4）について

- 該当するものではありません
 次のとおりです

組 合 名	（注）入札参加者が事業共同組合の場合、組合員名簿を提出すること

4 自社代表者で他社の代表者と夫婦、親子（*5）の関係にある会社について

- 該当するものではありません
 次のとおりです

大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	代表者氏名	続柄

5 自社代表者で他社の代表者と血族の兄弟姉妹（*6）の関係にある会社で、かつ、本店又は受任者を設けている場合で、その支店、営業所の所在地が同一場所である他の会社について

- 該当するものではありません
 次のとおりです

大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	代表者氏名	続柄

6 電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が同一である他の会社について

- 該当するものではありません
 次のとおりです

大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	同一の内容（○をつけてください）
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他

7 自社の者で他者の公社の入札に関わる営業活動にも携わっている者がいる他の会社について

- 該当するものではありません
 次のとおりです

氏名	自社での役職名	大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	役職名

※ 各項目の□の欄に☑を入れること。また記入欄が不足する場合は別紙を添付すること。

資本関係・人的関係等に関する調書の記入要領

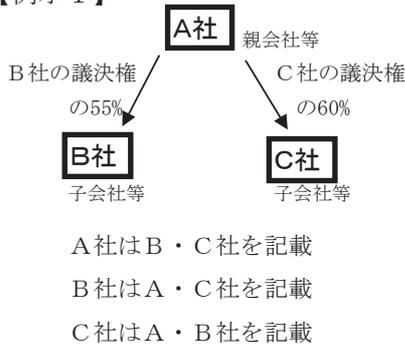
- 1 共同企業体の場合、構成員全者が作成し提出すること。
- 2 関係する会社は、大阪市入札参加有資格者に限って記入すること。
- 3 各項目において、該当会社が複数ある場合は該当会社全てを記載すること。なお、表の行数が足りない場合は、それぞれ別紙用紙を作成・記載のうえ割り印をし提出すること。
- 4 (*1) (*2)会社法第2条第3の2号及び第4の2号は下の参考1及び別紙参考3を参照すること。
- 5 (*3)役員とは、法人の場合は取締役等。(会社更生又は民事再生の手続き中にある場合はその管財人を含む。)また、個人の場合は代表者。なお、監査役及び執行役員は役員に含めない。
- 6 (*4)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること。
- 7 (*5)夫婦、親子とは(参考2)の  で囲まれた者。
- 8 (*6)血族の兄弟姉妹とは(参考2)の  で囲まれた者。

(参考1)

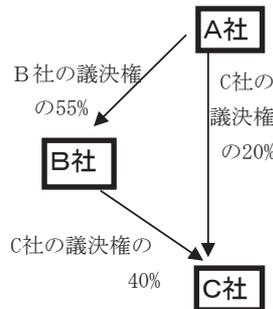
<p>会社法(平成17年法律第86号)</p> <p>第2条(定義)</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p> <p>三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>イ 子会社</p> <p>ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの</p> <p>四 略</p> <p>四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>イ 親会社</p> <p>ロ 株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省令で定めるもの</p>
--

親会社、子会社の例

【例示1】



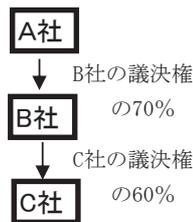
【例示2】



B社はA社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、A社はC社の「親会社等」と看做され、C社はA社の「子会社等」と看做される。

A社はB・C社を記載
 B社はA・C社を記載
 C社はA・B社を記載

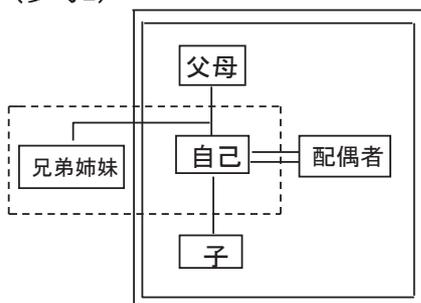
【例示3】



B社はA社の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有することからA社はC社の「親会社等」と看做され、C社はA社の「子会社等」と看做される。

A社はB・C社を記載
 B社はA・C社を記載
 C社はA・B社を記載

(参考2)



会社法施行規則

第二章 子会社等及び親会社等

(子会社等及び親会社等)

第三条の二 法第二条第三号の二 ロに規定する法務省令で定めるものは、同号 ロに規定する者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 法第二条第四号の二ロに規定する法務省令で定めるものは、ある者(会社等であるものを除く。)が同号ロに規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該ある者とする。

3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。)をいう(以下この項において同じ。)

一 他の会社等(次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の総数に対する自己(その子会社等を含む。以下この項において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法 の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法 の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法 の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合(前号に掲げる場合を除く。)であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数(次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。)の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の計算において所有している議決権

(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

(3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

(4) 自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者(当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。)の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己(自然人であるものに限る。)

(2) 自己の役員

(3) 自己の業務を執行する社員

(4) 自己の使用人

(5) (2) から(4) までに掲げる者であった者

(6) 自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額に対する自己が行う融資(債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。)の額(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。)の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。)であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

社会保険に関する誓約書

平成 年 月 日

大阪市住宅供給公社
理事長 様

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地

商号又は名称

代表者
(又は受任者)
役職・氏名

使用印

私は、大阪市住宅供給公社が建設工事における建設事業者の社会保険の加入促進に取り組んでいることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 次の工事を受注するに際して、社会保険の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として全ての保険に適法に、私は加入しています。

工事名称	
------	--

加入している保険 (該当を☑チェックしてください。)	法令で適用が除外されている保険がある場合はその理由 (該当を☑チェックし必要事項の記入をしてください。)
<input type="checkbox"/> 雇用保険	<input type="checkbox"/> 従業員規模等による (従業員 人)
<input type="checkbox"/> 健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険組合への加入による
<input type="checkbox"/> 厚生年金保険	<input type="checkbox"/> その他 ()

- 受注者となったときは、社会保険の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として全ての保険に適法に加入していない者を、一次下請のみならず、いかなる回数の下請人とするときは、大阪市住宅供給公社指定様式において報告します。それに基づき、社会保険担当機関に大阪市住宅供給公社が通報することも周知します。

- 本誓約書の記載事項が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても、私は異議ありません。

※本書の社会保険とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金をいいます。

※自らが「法令で適用が除外」に該当するかどうかを確認しようとするときは、健康保険及び厚生年金保険については、日本年金機構(年金事務所)に、雇用保険については、厚生労働省(公共職業安定所)に、問い合わせてください。

元請用

平成 年 月 日

大阪市住宅供給公社理事長 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

使用印

生 年 月 日

年 月 日生

受 任 者 名

誓 約 書

私は、公社が大阪市暴力団排除条例に基づき、公社工事その他の公社の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の公社工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、公社から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 私は、本誓約書及び役員名簿等が公社及び大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が本誓約書1に該当する事業者であると公社及び大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は公社及び大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を公社に提出します。

6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると公社及び大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は公社及び大阪市の調査により判明し、公社から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

実務経験による主任技術者を配置する場合のみ提出すること。

主任技術者経歴書

商号又は名称 _____ 使用印

氏名及び生年月日		所属会社及び入社年月日		建設工事の種類 (当該工事に求められる工種)	
(昭・平 年 月 日生)		(昭・平 年 月 日入社)			
該当区分 (該当する欄に○)			学歴及び学科 (法第7条第2号イ 該当者(指定学科卒業)は以下も記入すること)		
	建設業法第7条第2号 イ 実務経験 3年以上				
	建設業法第7条第2号 イ 実務経験 5年以上	(昭・平 年 月 日卒業)			
	建設業法第7条第2号 ロ 実務経験 10年以上				
	建設業法第7条第2号 ハ 実務経験 ()年以上				

工事名	所属会社	発注者又は 注文者名	工期	従事した職名

※1 過去に所属した会社の実績の場合は、所属会社欄に当時の所属会社名も併せて記載すること。

※2 最低1年につき1件は、従事した工事を記載すること。

※3 記載内容について、関係書類等の確認を行う場合があります。

申請工事名称 _____

施 工 実 績 調 書

申請者(商号) _____ 使用印

工 事 名 称	
発 注 者	
施 工 場 所	
工 期	年 月 ~ 年 月
発注形態等	単体 / 共同企業体 (出資比率 %)
共同企業体名称	
工事諸元	
備 考	

施工実績調書の記載について

- 1 公告で示した施工実績について記載すること。
- 2 記載した施工実績については、これを証するものとして次の書類を添付すること。
ただし、施工実績調書に記載する内容以外の部分は省略できる。
 - (1) 契約書の写し(共同企業体の場合は、協定書を含む。)
 - (2) 掲示で示した要件を判断できる施工内容が記載された設計図書の写し
(入札参加資格の条件に係る数値はラインマーカー等で図示すること。)